四　七十歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止又は前号イ(2)(i)若しくは(iii)の制度を導入する措置を講じた事業主に支給される額は、中小企業定年引上げ等奨励金の支給の申請を行つた日の前日において、当該事業主に一年以上継続して雇用される六十四歳以上の被保険者が一人以上いない場合にあつては、当該措置を講じた場合に支給される額の二分の一の額とする。

五　七十歳以上の定年の定めをする法人等、定年の定めのない法人等又は前号イ(2)(i)の制度を有する法人等を設立した事業主に支給される額は、中小企業定年引上げ等奨励金の支給の申請を行つた日の前日において、当該事業主に雇用される六十四歳以上の被保険者が一人以上いない場合にあつては、当該措置を講じた場合に支給される額の二分の一の額とする。

第百四条第五項中「中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金」を「高年齢者雇用確保充実奨励金」に改め、同項第一号イ中「三十以上であり、かつ、三百人以下の被保険者を雇用する事業主が構成事業主の三分の二」を「二十」に改め、同号ロ中「が確保措置の導入その他必要な」を「の全部又は一部（その数が二十以上の場合に限る。以下この項において「対象事業主」という。）が確保措置の導入、六十五歳以上の年齢までの定年の引上げ、希望者の全部又は一部を再雇用等により引き続き六十五歳を超える年齢まで雇用する制度の導入等の確保措置の充実その他高年齢者の」に、「確保措置導入等計画」を「確保措置充実計画」に、「その構成事業主」を「対象事業主」に、「指導」を「情報提供」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる額の合計額

イ　援助措置の実施に要した費用の額（対象事業主の数が百以下の場合であつてその額が百万円を超えるときは百万円、百一以上二百以下の場合であつてその額が二百万円を超えるときは二百万円、二百一以上の場合であつてその額が三百万円を超えるときは三百万円）

ロ　援助措置により、確保措置充実計画の終了の日までに労働協約又は就業規則その他これに準ずるものにより、新たに次の(1)に該当する措置を講じた対象事業主（確保措置充実計画の終了の日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条の規定に違反している事業主を除く。）の数と、新たに次の(2)に該当する措置を講じた対象事業主（確保措置充実計画の終了の日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条の規定に違反している事業主を除く。）の数の合計数に二万円を乗じた額（二百万円を超えるときは二百万円）

(1)　六十五歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者を再雇用等により引き続き六十五歳以上の年齢まで当該希望者を雇用する事業主が雇用する制度（当該事業主との雇用関係を存続させたまま、他の事業主が雇い入れる制度を除く。）の導入又は関連事業主との契約に基づき、希望者を引き続き六十五歳以上の年齢まで雇用される者として当該関連事業主が雇い入れる制度（当該制度について、当該事業主の事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合に限る。）の導入

(2)　七十歳以上までの定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者の全部若しくは一部を対象とする第二項第一号イ(2)(i)の制度の導入又は他の事業主との契約に基づき、希望者の全部若しくは一部を引き続き七十歳以上の年齢まで雇用される者として当該他の事業主が雇い入れる制度の導入

第百十条第三項中「附則第十七条の四及び第十七条の四の五」を「第百十八条第十項、第百十八条の二並びに附則第十七条の四の四及び附則第十七条の四の五」に改める。

第百十条の二第二項第二号中「全国の求職者の数に対する求人の数の比率の年平均値」を「一倍」に改め、同条第三項中「第二号」を「第二号及び第三号」に改め、同項第一号イ中「第百十八条第三項第一号」を「第百十八条第二項第一号」に改め、同項第二号中「二百万円」を「百五十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第一号に該当する事業主であつて、当該法人等の設立の日から起算して一年を経過する日までの間に継続して雇用する労働者を二名以上雇い入れているものに対しては、前号に定める額に加え、五十万円

第百十条の二第三項第四号を削る。

第百十条の三第一項第一号を次のように改める。

一　次のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認めるものを、公共職業安定所の紹介により、三箇月以内の期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主（ニに掲げる者を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。）であること。

イ　四十五歳以上の者

ロ　四十歳未満の者

ハ　日雇労働者として雇用されることを常態とする者

ニ　季節的業務に従事する者（六十五歳未満の者に限る。）

ホ　住居喪失不安定就労者（安定した居住の場所を有せず、喫茶店その他の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者をいう。）

第百十条の三第一項第二号中「前号イ又はロ(1)(ii)若しくはロ(2)」を「前号」に、「同号イ(3)」を「同号ハ」に改め、同項第三号中「第一号イ又はロ(1)(ii)若しくはロ(2)」を「第一号」に改め、同条第二項中「前項第一号イ又はロ(1)(ii)」を「前項第一号」に改め、「、同ロ(2)に該当する雇入れに係る労働者一人につき月額六万円」及び「（その期間が三箇月を超えるときは、三箇月）」を削る。

第百十二条第二項第五号イ中「第百十八条第三項」を「第百十八条第二項」に改め、同条第七項第一号イ中「地域」の下に「（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県をいう。以下この条及び第百十五条第二十一号において同じ。）」を加える。

第百十四条第一項中「同号イ(4)」を「同号ニ」に改める。

第百十五条第二号中「第百十八条第六項若しくは第八項」を「第百十八条第五項若しくは第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第三号中「認定組合等」を「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下この号、第百十八条第二項及び第百二十五条第五項において「中小企業労働力確保法」という。）第五条第一項に規定する認定組合等（以下この号及び第百十八条第九項において「認定組合等」という。）」に、「中小企業者又は認定中小企業者」を「中小企業者（中小企業労働力確保法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第百十八条第九項、第百二十五条第五項及び附則第十七条の七第四項において同じ。）又は認定中小企業者（中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定中小企業者をいう。第百十八条第二項及び第四項、第百十九条第三十一項並びに第百二十五条第五項において同じ。）」に改め、「、第百十八条第二項、第百十九条第三十三項」を削り、「第百十八条第二項第一号イの設備投資についての助成、同条第三項第一号」を「第百十八条第二項第一号」に、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同条第十八号中「第十二項」を「第十一項」に改める。

第百十六条第三号を次のように改める。

三　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する措置を講ずる事業主

ロ　常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主にあつては計画策定等事業主、常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主（以下この号において「中小規模事業主」という。）にあつては次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同条第五項の規定により同計画を公表し、同法第十二条の二第二項の規定により同計画を労働者に周知させるための措置を講ずる事業主